

病 欠 届

保護者記入 ボールペンでご記入ください。

学 校 名	石 川 県 立 加 賀 高 等 学 校
生 徒 氏 名	H 番 氏 名
受 診 医 療 機 関 及 び 担 当 医	
診 断 名	
受 診 日	
療 養 期 間	月 日() ~ 月 日() (日間)
上記のとおり、欠席しました。 令和 年 月 日	
保護者氏名	

【保護者の方へ】

- * この届は、学校において予防すべき感染症による出席停止の際の証明に用いるものとします。
- * 確認のため、「診療明細書」と「薬の説明書」を添えて提出をお願いします。
 診療明細書・薬の説明書とは、受診した医療機関や調剤薬局でレシートと共に発行され、氏名、医療機関名、受診日または調剤日等が明記されているものです。

* 手続きの流れ 復帰後1週間以内に、生徒がホーム担任に提出してください。(原則)

校長←教頭←教務←保健室←ホーム担任

出席停止期間 (学校記入)	令和 年 月 日()から	日間
	令和 年 月 日()まで	
	／ ()、／ ()、／ ()、／ ()、／ ()	
	／ ()、／ ()、／ ()、／ ()、／ ()	
	【確認書類】 ※確認後、返却 【確認者】	
	診療明細書 <input type="checkbox"/> 検査結果報告書 <input type="checkbox"/> 保健室 <input type="checkbox"/> 調剤明細書 <input type="checkbox"/> 薬の説明書 <input type="checkbox"/> その他() その他()	

保管:保健室

参考

学校保健安全法施行規則(抄) 第18条(感染症の種類)、第19条(出席停止の期間)

第1種	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、逃走、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。))及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。</p>	治癒するまで。	
第2種	<p>インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)</p> <p>百日咳せき</p> <p>麻疹</p> <p>流行性耳下腺炎</p> <p>風しん</p> <p>水痘</p> <p>咽頭結膜熱</p> <p>結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<p>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで。</p> <p>特有の咳せきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。</p> <p>解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</p> <p>発しんが消失するまで。</p> <p>すべての発しんが痂皮化するまで。</p> <p>主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p>	<p>ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。</p>
第3種	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症</p>	<p>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>	

- ※ 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ※ 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ※ 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。